



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月7日火曜日 第388号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	128
指定医療機関の変更.....	(") ...	128
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	128
指定施術機関の廃止の届出.....	(") ...	128
指定医療機関の辞退.....	(") ...	129
指定介護機関(介護予防・日常生活支援事業者)の休止の届出.....	(") ...	129
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ...	129
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(") ...	129
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	(森林整備課) ...	129
国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定.....	(港湾海岸課) ...	137
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	137
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ...	137
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	138
道路の区域変更(県道美川松山線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	138

告 示

○愛媛県告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
からまつ眼科クリニック	大洲市東大洲115番地1	令和5年1月1日
S調剤薬局玉津店	西条市下島山甲1237番5	令和5年1月1日
このはな脳とこころの診療所	東温市北野田820番地1	令和5年1月4日
ピコ薬局 いいはま店	新居浜市東田一丁目甲1239番地1	令和5年1月6日
マック川之江調剤薬局	四国中央市金生町下分995番地1	令和5年1月6日
ゆりかごファミリークリニック	新居浜市東田一丁目甲1239番地2	令和5年1月12日

○愛媛県告示第220号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(变更后) ブライト歯科クリニック	今治市常盤町四丁目9番1号	令和5年1月5日
(变更前) 藤倉歯科医院		

○愛媛県告示第221号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
福岡内科外科医院	大洲市大洲18番地1	令和元年10月28日
グリーンハート薬局	大洲市東大洲157番地2	令和4年4月21日
からまつ眼科クリニック	大洲市東大洲115番地1	令和4年12月31日
リブラ薬局玉津店	西条市下島山甲1237番5	令和4年12月31日
このはな脳とこころの診療所	東温市北野田820番地1	令和5年1月3日
ゆりかごファミリークリニック	新居浜市喜光地町1-4-19	令和5年1月11日

○愛媛県告示第222号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	廃止年月日
高津綾乃	今治市北日吉町一丁目1-5	令和5年2月1日

○愛媛県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、

次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
木屋薬局	八幡浜市1526番地	令和4年8月1日
水越耳鼻咽喉科	今治市南宝来町一丁目4番地16	令和5年3月31日

○愛媛県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防・日常生活支援事業者）から介護予防・日常生活支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防・日常生活支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防・日常生活支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字豊岡3011番地12	訪問介護事業所虹	北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	令和4年11月1日

○愛媛県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社大洲調剤	大洲市東大洲155番地2	グリーンハート薬局	大洲市東大洲157番地2	令和4年4月21日

○愛媛県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社大洲調剤	大洲市東大洲155番地2	グリーンハート薬局	大洲市東大洲157番地2	令和4年4月21日

○愛媛県告示第227号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 利用期を迎えつつある森林資源を活用し及び持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の作成者等が、施業の集約化及び路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的な搬出、間伐等の森林施業及びこれと一体となつた森林作業道（_____森林作業道作設指針の制定について（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づいて知事が別に定める指針に適合するものという。以下同じ。）の開設等を行うものとし、その区分、補助基準及び補助率（以下「区分等」という。）は、別表第1のとおりとする。

(2)～(4) 省略

(事業主体)

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 特定森林再生事業の森林緊急造成にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者（市町の所有する森林のうち、これらの者が施業を行う森林と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で施業を行う者を含む。）、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

(3) 省略

- (4) 特定森林再生事業の重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林以外の森林で森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結した者又は市町の所有する重要インフラ施設周辺の森林において、その所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

(5)～(10) 省略

(補助対象事業の規模)

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、

(補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 利用期を迎えつつある森林資源を活用し及び持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の作成者等が、施業の集約化及び路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的な搬出、間伐等の森林施業及びこれと一体となつた森林作業道（継続的に使用される作業道であつて、森林作業道作設指針の制定について（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づいて知事が別に定める指針に適合するものという。以下同じ。）の開設等を行うものとし、その区分、補助基準及び補助率（以下「区分等」という。）は、別表第1のとおりとする。

(2)～(4) 省略

(事業主体)

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 特定森林再生事業の森林緊急造成にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者_____

_____、市町

以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

- (3) 省略
- (4) 特定森林再生事業の重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林以外の森林で森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結した者_____

_____、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

(補助対象事業の規模)

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、

それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

- (ア) 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上であること。

それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

- (ア) 森林経営計画_____に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、森林経営計画_____ごとに、次のa又はbのいずれかに該当する

_____こと。

a 次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること又は1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満である場合にあっては、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施するものであり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上であること。

(a) 間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となつている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）において実施する場合にあっては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）で、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施したと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上）

(b) 間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計をそれぞれの施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上

b aに該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、かつ、aに該当する施行地（当該施行地が複数存在する場合は、いずれかの施行地）と隣接し、又は路網で直接接続している施行地（以下「搬出困難等施行地」という。）について、aに該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあっては、当該搬出困難等施行地の面積の合計がaに該当する施行地の面積の合計以下であること。

(イ) 特定間伐等促進計画に基づいて行う場合（多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林において実施する場合に限る。） 次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること。

a 間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林において実施する場合にあっては、

(1) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、実施権配分計画ごとに、(7)中「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのを「実施権配分計画」と読み替えた場合における(7)に定める _____ 規模に該当すること。

イ・ウ 省略

(2) 特定森林再生事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（森林緊急造成であり、かつ、市町の所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業にあつては次条の規定による補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ヘクタール以上、水田跡地の人工造林にあつては 1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上）であるもの

(3)・(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)~(4) 省略

(5) 前号に掲げる場合のほか、造林補助事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく _____ 実施すべき期間内に _____ 当該一体的に実施すべき事業を実施しないとき 当該交付を受けた補助金相当額

(6)~(9) 省略

5 補助金の交付を受けたものは、 _____ 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守しなければならない。

6 省略

別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係）

森林環境保全直接支援事業

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種 _____ 並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費	省略
2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 年齢以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林（以下「長期育成循環施業の	省略

1 森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上で、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上）

b 伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上

(2) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、実施権配分計画ごとに、(7)中「森林経営計画 _____ 」とあるのを「実施権配分計画」と読み替えた場合における(7) a 又は b のいずれかに掲げる規模に該当すること。

イ・ウ 省略

(2) 特定森林再生事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（ _____

_____ 水田跡地の人工造林にあつては、1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上）であるもの

(3)・(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)~(4) 省略

(5) 前号に掲げる場合のほか、造林補助事業と一体的に実施すべき事業がある場合であつて、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても当該一体的に実施すべき事業を実施しないとき 当該交付を受けた補助金相当額

(6)~(9) 省略

5 補助金の交付を受けたものは、補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守しなければならない。

6 省略

別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係）

森林環境保全直接支援事業

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽 _____ を含む。）、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費	省略
2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 年齢以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林（以下「長期育成循環施業の	省略

	対象森林」という。)にあつては、 上層木が 齢級以上の人工林に限 る。)において行う地ごしらえ、樹 下への苗木の植栽又は播種_____、 不良木の淘汰、植栽又は播種に伴つ て行う地表かき起こし及び不用萌芽 の除去に要する経費		対象森林」という。)にあつては、 上層木が 齢級以上の人工林に限 る。)において行う地ごしらえ、樹 下への苗木の植栽又は播種、施肥、 不良木の淘汰、植栽又は播種に伴つ て行う地表かき起こし及び不用萌芽 の除去に要する経費		
	(2) 天然更新による森林の育成を目的 として行う地ごしらえ、天然稚幼樹 の発生及び育成を促す地表かき起こ し、稚幼樹が少ない場合の植栽(植 栽後の確実な成林を図るため必要が あるときは、大苗の植栽)又は播 種_____、不用萌芽又は不用木の除 去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに 林木の枝葉の除去に要する経費	省略	(2) 天然更新による森林の育成を目的 として行う地ごしらえ、天然稚幼樹 の発生及び育成を促す地表かき起こ し、稚幼樹が少ない場合の植栽(植 栽後の確実な成林を図るため必要が あるときは、大苗の植栽)又は播 種、施肥、不用萌芽又は不用木の除 去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに 林木の枝葉の除去に要する経費	省略	
3 下刈り	植栽により更新した 齢級以下の林分 (複層林にあつては、下層木が 齢級 以下のものに限る。)又はその他の方 法により更新した 齢級以下の林分 (複層林にあつては、下層木が 齢級 以下のものに限る。)において行う雑 草木の除去_____ に要する経費	省略	3 下刈り	植栽により更新した 齢級以下の林分 (複層林にあつては、下層木が 齢級 以下のものに限る。)又はその他の方 法により更新した 齢級以下の林分 (複層林にあつては、下層木が 齢級 以下のものに限る。)において行う雑 草木の除去及びこれに併せて行う施肥 に要する経費	省略
4 ~ 7 省略			4 ~ 7 省略		
8 保育間伐	適正な密度管理を目的として _____ 齢級 以下 _____ _____ _____ _____の林分又 は伐採しようとする不良木の胸高直径 の平均が18センチメートル未満の林分 において行う不用木(侵入竹を含 む。)の除去及び不良木の淘汰に要す る経費	省略	8 保育間伐	適正な密度管理を目的として _____ 齢級以 下(天然林又は新型コロナウイルス感 染症による経済活動の急速な縮小に伴 う地域の木材需要の急変により、林業 事業体の雇用の維持及び事業の継続の 観点から緊急に必要と認められる場合 にあつては、 _____ 齢級以下)の林分又 は伐採しようとする不良木の胸高直径 の平均が18センチメートル未満の林分 において行う不用木(侵入竹を含 む。)の除去及び不良木の淘汰に要す る経費	省略
9 間伐	適正な密度管理を目的として _____ 齢級 以下の林分若しくは市町村森林整備計 画(森林法第10条の5第1項の市町村 森林整備計画をいう。以下同じ。)に 定める立木の標準伐期齢(以下「標準 伐期齢」という。)に2を乗じて得た 林齢以下の林分又は地域の標準的な施 業における本数密度をおおむね5割上 回る森林若しくは立木の収量比数がお おむね100分の95以上の森林において 行う不用木(侵入竹を含む。)の除去 及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出 集積_____	省略	9 間伐	適正な密度管理を目的として _____ 齢級 以下の林分若しくは市町村森林整備計 画(森林法第10条の5第1項の市町村 森林整備計画をいう。以下同じ。)に 定める立木の標準伐期齢(以下「標準 伐期齢」という。)に2を乗じて得た 林齢以下の林分又は地域の標準的な施 業における本数密度をおおむね5割上 回る森林若しくは立木の収量比数がお おむね100分の95以上の森林において 行う不用木(侵入竹を含む。)の除去 及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出 集積(標準伐期齢に2を乗じて得た林 齢以下の林分において行うものにあつ ては、森林経営計画に基づいて行うも	省略

	に要する経費	
10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として、 <u> 年齢以下又は標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、年齢以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らし</u> _____ _____ _____ に要する経費	省略
11・12 省略		

備考
1～3 省略
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする

_____。
(1) 1から10までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。ただし、森林作業道の改良については、この限りでない。
(2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。
(3) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後 _____ に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備後 _____ に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

別表第2（第3条関係）

特定森林再生事業

1 森林緊急造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
備考 1～3 省略		

	のに限る。)に要する経費	
10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として、 <u> 年齢以下又は標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、年齢以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らし（標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分において行うものにあつては、森林経営計画に基づいて行うものに限る。）</u> に要する経費	省略
11・12 省略		

備考
1～3 省略
4 森林作業道整備は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものであつて、かつ、森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものに限る。
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内 _____)先行して実施することができる。

別表第2（第3条関係）

特定森林再生事業

1 森林緊急造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
備考 1～3 省略		

- 4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする
- _____。
- (1) 1から6までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。
- (2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。
- (3) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

- 4 森林作業道整備は、1から6までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内_____)先行して実施することができる。

2 被害森林整備

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~11 省略		

備考

- 1~3 省略
- 4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする
- _____。
- (1) 1から9までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。
- (2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。
- (3) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

2 被害森林整備

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~11 省略		

備考

- 1~3 省略
- 4 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内_____)先行して実施することができる。

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~11 省略		

備考

- 1~3 省略
- 4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~11 省略		

備考

- 1~3 省略
- 4 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と

_____。

(1) 1から9までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。

(2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。

(3) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

4 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~10 省略		

備考

1~3 省略

4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする

_____。

(1) 1から8までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。

(2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。

(3) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備後_____に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

別表第4(第3条関係)

機能回復整備事業

- 1 特定森林造成事業
 - (1) 省略
 - (2) 耕作放棄地等森林造成

一体的に実施するものに限る。

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内_____)先行して実施することができる。

4 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~10 省略		

備考

1~3 省略

4 森林作業道整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内_____)先行して実施することができる。

別表第4(第3条関係)

機能回復整備事業

- 1 特定森林造成事業
 - (1) 省略
 - (2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	別表第1 8に同じ。	省略
9～12 省略		
備考	省略	

(3) 省略

様式第1号（第6条、様式第3号関係）

省略

省略

注 省略

別紙

省略

省略

注1～10 省略

11 事前計画提出日欄には、森林環境保全直接支援事業の人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備並びに花粉発生源対策促進事業に係る申請の場合は、当該事前計画を知事に提出した年月日を記載すること。

12 省略

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	適正な密度管理を目的として 齢級以下（天然林にあつては、齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
9～12 省略		
備考	省略	

(3) 省略

様式第1号（第6条、様式第3号関係）

省略

省略

注 省略

別紙

省略

省略

注1～10 省略

11 事前計画提出日欄には、森林環境保全直接支援事業の人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備並びに花粉発生源対策促進事業に係る申請の場合は、当該事前計画を知事に提出した年月日を記載すること。

12 省略

○愛媛県告示第228号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定に基づき、次の国際水域施設に接続する重要国際埠頭施設が国際航海船舶の利用に供される間において立入りを制限する区域を次のとおり設定する。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

地区名	国際水域施設名	制限区域
三島川之江港 大江地区	大江地区大江1号岸壁前面泊地	別図に示す区域
	大江地区大江2号岸壁前面泊地	
	大江地区大江3号岸壁前面泊地	
	大江地区大江4号岸壁前面泊地	

（制限区域を示す関係図面は、省略し、その図面は、愛媛県庁、四国中央土木事務所及び四国中央市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に

基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉野川385-6001	喜多郡内子町吉野川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	吉野川385-6001	喜多郡内子町吉野川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市神拝土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和5年2月27日認可した。

令和5年3月7日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年3月7日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4中局建（開）第48号 令和5年2月27日	東温市南方字八幡森2002番、2007番1	松山市森松町909番地2 瀧 尾 昇

○愛媛県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年3月7日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4中局建（開）第47号 令和5年2月28日	伊予郡松前町大字永田字銭塚42番3	伊予郡松前町大字永田40番地 清 家 隆 弘

○愛媛県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川2267番1地先から 同町上畑野川乙263番2地先まで	旧	メートル 3.3～7.7	キロメートル 0.263	
		上浮穴郡久万高原町上畑野川2264番5から 同町上畑野川2499番2まで	新	8.6～20.4	0.263	